

台風・地震等による非常措置

1. 地震発生による非常措置

京都市域（行政区を問わない）において「震度5弱以上」が観測された場合、以下のように措置する。ただし、安全が確認され、授業を実施する場合は、その旨ホームページその他の方法により保護者に連絡する。

- (1) 登校前の場合、原則として次の登校日を臨時休業とする。
- (2) 在校中の場合、直ちに臨時休業とする。

2. 京都市（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に特別警報以外の気象警報が発表された場合

- (1) 「暴風警報（暴風雪警報を含む）」が発表された場合、以下のように措置する。

（ア）登校前

暴風警報解除の時刻	措 置
午前 8時までに解除になった場合	平常授業
午前 10時までに解除になった場合	3限目から授業
午後 2時までに解除になった場合	7限目から授業
午後 2時までに解除にならなかった場合	臨時休業

- (イ) 在校中の場合、直ちに臨時休業とする。

- (2) 「大雨警報」「洪水警報」等が発表された場合原則として平常授業とする。
ただし、全市規模で「避難指示」が発令される可能性がある場合は別途指示する。

3. 京都市（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」が発令された場合

(1) 登校前

特別警報解除の時刻	措 置
午前 0時までに解除になった場合	3限目から授業
午前 9時までに解除になった場合	7限目から授業
午前 9時までに解除にならなかった場合	臨時休業

- (3) 在校中の場合、直ちに臨時休業とする。なお、帰宅途中に交通事情等により帰宅困難となった場合は、学校に引き返すなどの緊急避難措置をとる。

4. 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合がある。その場合には、（ホームページ／保護者連絡ツール）で最新の情報をお知らせするので、確認をすること。